

資 料 編

資料1 条例等	資-1
1 彦根市環境基本条例	資-1
2 彦根市低炭素社会構築都市宣言	資-4
資料2 市の概況	資-5
資料3 前計画の評価	資-7
1 指標について	資-7
2 指標の達成状況	資-7
資料4 アンケート調査の概要	資-9
1 市民	資-9
2 事業者	資-12
3 中学生	資-15
資料5 彦根市の環境関連団体	資-17
資料6 計画の策定体制と経緯	資-19
1 計画の策定体制	資-19
2 策定の経緯	資-20
3 意見公募の結果	資-20
用語解説	資-21

資料 1 条例等

1 彦根市環境基本条例

(平成 11 年 3 月 23 日条例第 1 号)
改正 平成 21 年 3 月 24 日条例第 22 号

碧く広がる琵琶湖と緑かがやく鈴鹿の山並みを望む本市は、幾筋もの河川がおりなす豊かな自然の中で地域固有の文化を育み、人と文化の交流を通じて貴重な歴史および文化環境を形づくってきた。この恵まれた環境は、先人たちから引き継いだかけがえのない財産である。

わたしたちは、産業の発達と科学技術の進展に伴い、より便利な暮らしを求め続ける中で、この豊かな環境に対し少なからず負荷を与えている。その結果、身近な自然環境やうろおいのある快適な生活環境が失われつつあると同時に、広域的な生態系や地球規模の環境にまでも大きな影響を与えることになった。もとよりすべての市民は、良好な環境の下で生活を営むことができる権利を有するとともに、恵み豊かな環境を保全、創出し、将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、わたしたちは環境の置かれている現実を直視し、先人たちが知恵と工夫で培ってきた生活のしぐみに学びながら、人と自然とが共生できる社会を築き上げていかなければならない。そのためには、わたしたちのあらゆる行動が常に環境に配慮して進められるべきであり、すべての者がそれぞれの責任を果たしながら、協力協働して地域を総合的に管理していくという、環境パートナーの考え方にに基づき行われなければならない。わたしたちはまた、本市が市単独に存在しているのではなく、市の周辺との関連の中に存在しているという認識を持ち、川筋を軸とした川の文化の視点など、広域的視野に立った取組を進めていかなければならない。

このような認識の下に、地域の特性を生かしたうろおいのある快適な環境の創出と、豊かな生態系を育み、かけがえのない恵みを与えてくれる琵琶湖と山並みの保全に努めていくとともに、地球環境も視野に入れた持続的発展が可能な社会の実現を目指して、ここに彦根市環境基本条例を制定する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 地域の各主体の連携および責務(第 4 条―第 8 条)
- 第 3 章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策
 - 第 1 節 施策の策定等についての基本方針(第 9 条・第 10 条)
 - 第 2 節 環境に関する基本的な計画の策定(第 11 条―第 13 条)
 - 第 3 節 良好な環境の保全と創出のための基本施策(第 14 条―第 16 条)
 - 第 4 節 良好な環境の保全と創出を推進するための施策(第 17 条―第 24 条)
- 第 4 章 環境審議会(第 25 条)
- 第 5 章 市民参画の制度的保証(第 26 条)
- 第 6 章 推進体制等(第 27 条―第 30 条)

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境を保全し創出するため、基本理念を定め、ならびに市、市民、市民団体および事業者の連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創出に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、現在および将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境ならびに歴史および文化環境をいう。
- 2 この条例において「市民団体」とは、良好な環境の保全と創出のための活動等を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的として、主として市民により組織された団体をいう。
- 3 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 4 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

- 第 3 条 良好な環境の保全と創出は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることから、環境の恵みを等しく分かち合うための公平な役割分担によって、将来の市民に良好な環境を引き継いでいけるように、適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全と創出は、多様な生物が息できる豊かな自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然を大切にする心を養い、自然とのふれあいを深めることにより、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と創出は、永い年月の中で蓄積された歴史的文化的資源の発掘、保存および活用により、自然環境と調和した歴史的景観の保全および市民生活との融合による魅力的なまちなみの形成が図られるように行われるとともに、先人たちが築いた文化の所産から、環境の大切さについて多くの学ぶべき事があることを知り、これらを行動の中に生かすことにより行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と創出は、資源が有限であり、環境の復元力もまた限界があることを認識し、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、持続的発展が可能な社会が築き上げられるように行われなければならない。

- 5 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2章 地域の各主体の連携および責務

(地域の各主体の連携)

- 第4条 市、市民、市民団体および事業者は、それぞれの役割の中で良好な環境の保全と創出についての責務を果たすとともに、互いに公平かつ対等の立場で連携していかなければならない。

(市の責務)

- 第5条 市は、第3条に定める良好な環境の保全と創出についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全と創出に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するとともに、評価を行わなければならない。

[第3条]

- 2 市は、良好な環境を保全するために必要な調査研究を実施しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市民、市民団体および事業者が行う、良好な環境の保全と創出に関する事業または活動(以下「環境保全活動」という。)に協力協働しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないように互いに配慮するとともに、日常生活において、資源およびエネルギー等の使用ならびに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、市が行う良好な環境の保全と創出に関する施策ならびに市民団体および事業者が行う環境保全活動に協力協働するものとする。

(市民団体の責務)

- 第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動を進められるように、市民が参画できる体制の整備、情報の提供および活動機会の充実等を図るように努めるものとする。
- 2 市民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、市が行う良好な環境の保全と創出に関する施策ならびに市民および事業者が行う環境保全活動に協力協働するものとする。

(事業者の責務)

- 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い、良好な環境を阻害することがないように、自らの負担と責任において適切な措置を講じるとともに、積極的に環境保全対策を推進するものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、資源およびエネルギー等の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制等を進めることにより、環境への負荷を低減するように努めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、市が行う良好な環境の保全と創出に関する施策ならびに市民および市民団体が行う環境保全活動に協力協働するものとする。

第3章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策

第1節 施策の策定等についての基本方針

(環境優先の理念および配慮)

- 第9条 市は、自らが策定し実施する施策について、環境優先の理念の下に、良好な環境の保全と創出を図ることを旨として行わなければならない。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、環境に十分配慮するように努めなければならない。

(広域的な環境保全)

- 第10条 市は、自らが策定し実施する施策について、市域のみならず、広域的な観点に立って環境保全が図られるように努めるとともに、広域的な策定および実施を必要とする環境の保全と創出に関する施策については、国、他の地方公共団体その他公共団体と協力してその推進を図るように努めなければならない。

第2節 環境に関する基本的な計画の策定

(環境基本計画)

- 第11条 市長は、良好な環境の保全と創出に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、環境の保全と創出に関する長期的な目標、施策の方向と指針、その他の重要事項を定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ彦根市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表し、周知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第12条 市は、施策の策定および実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めるものとする。

(地球環境保全に向けた地域行動計画)

- 第13条 市長は、地球環境の保全に資するために、持続的発展が可能な社会の実現に向けた地域行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 行動計画には、地球環境保全に関する基本方針、地域目標、行動指針その他の事項を定めるものとする。
- 3 市長は、行動計画を定めるに当たっては、あらかじめ彦根市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の参画の下で行動計画案の策定が行われるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、行動計画を定めたときは、速やかにこれを公表し、周知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

第3節 良好な環境の保全と創出のための基本施策

(快適な生活環境の確保)

- 第14条 市は、うるおいとやすらぎのある快適な生活環境を確保するため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるとともに、生活の場における安全性の確保ならびに健康の保護および増進のために必要な措置を講ずるとともに、快適な生活環境の確保のため

の活動が地域において自主的に展開されるように、情報の提供、普及啓発、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生態系を配慮した自然環境の保全と創出)

第 15 条 市は、多様な生物が微妙な生態系の均衡の中で生息できる自然環境が、地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように努めるとともに、公園その他の公共的施設の整備、および人と自然とのふれあいを広げるための事業の推進を図るように、必要な措置を講ずるものとする。(歴史および文化環境の特性を生かした魅力ある都市空間の形成等)

第 16 条 市は、歴史的文化的資源の発掘、保存および活用により、趣きと深みのある個性的な都市空間の形成ならびに自然環境と調和した、魅力あるまちの形成に努めるとともに、先人から引き継いだ伝統および文化ならびに多彩な生活文化等が環境にとって重要な意義を有することから、環境学習等を通じてこうした文化の所産が良好な環境の保全と創出のために生かされるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 節 良好な環境の保全と創出を推進するための施策

(資源の循環利用等の促進)

第 17 条 市は、廃棄物の減量および資源の循環的な利用について、市民、市民団体および事業者が行う活動が促進されるように、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境学習、環境教育の推進)

第 18 条 市は、市民、市民団体および事業者が環境の保全についての理解を深め、環境に配慮した生活および事業活動が自主的に推進されることとなるように、環境についての学習および教育の振興に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境についての理解が人間形成の上で極めて重要であることから、学校、家庭および地域において環境の保全についての学習が推進されるように、情報の提供、広報活動の充実、学習の場の提供等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民団体の連携および支援)

第 19 条 市は、市民団体が相互の情報交換に努め、互いに連携することにより、環境保全活動の促進が図られるように、市民団体の自主性を尊重しながら、必要な支援を行うように努めなければならない。

(事業者の環境監査の推進)

第 20 条 市は、事業者自らが環境への負荷の低減について目標を定め、計画的に目標の達成を図るための活動を推進し、その実施状況の点検および評価を行うとともに、的確な環境の監査が行えるように、情報の提供等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第 21 条 市長は、生活環境および自然環境の保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止お

よび環境保全に関する協定を締結することができる。

2 協定を締結した事業者は、当該協定を遵守しなければならない。

(年次報告書の作成)

第 22 条 市長は、毎年、環境の状況および良好な環境の保全と創出に関して講じた施策等に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境保全に関する施設の整備)

第 23 条 市は、良好な環境の保全と創出に関する公共的施設の整備を図るために、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な情報交換等)

第 24 条 市は、地球環境保全に資するため、国、県等と連携を図りつつ、国際的な情報交換、技術交流等の促進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 25 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、彦根市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市の区域における良好な環境の保全と創出に関し、基本的事項を調査審議すること。

(2) 環境基本計画に基づき実施される施策等に関し、その成果および実施状況について、市民参画の下で評価検討を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 市長は、前項の規定により意見を聞いたときは、その内容を尊重して適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 諸団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民、市民団体および事業者

(5) 公募により選出する者

7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任を妨げない。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 5 章 市民参画の制度的保証

第 26 条 市長は、良好な環境の保全と創出に関する基本的な施策の策定および実施状況に関し、定期的に市民から環境保全上の意見等を聴く場を設けなければならない。

第 6 章 推進体制等

(推進体制)

第 27 条 市は、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(市以外の者への協力要請)

第 28 条 市は、市以外の者が市域の環境に影響を及ぼすと認められる事業の計画および実施に当たっては、本条例の趣旨が生かされるように、協

力を求めるものとする。
(一時滞在者の協力)
第 29 条 旅行者その他の本市に一時滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全と創出に関する施策ならびに市民、市民団体および事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。
(委任)
第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則
(施行期日)
1 この条例は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。
ただし、第 11 条から第 13 条までおよび第 25 条の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
(彦根市環境審議会条例の廃止)
2 彦根市環境審議会条例(昭和 58 年彦根市条例第 25 号。以下「旧条例」という。)は、平成 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、この条例の施行の際、旧条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱された彦根市環境審議会委員は、この条例の第 25 条第 5 項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、平成 12 年 7 月 16 日までとする。

付 則(平成 21 年 3 月 24 日条例第 22 号)

この条例は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この条例は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

2 彦根市低炭素社会構築都市宣言

(平成 20 年 7 月 7 日告示第 136 号)

わたしたちは、化石燃料の利用により、豊かで快適な生活を享受してきたが、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出した結果、地球的規模の温暖化を招くに至った。

この地球温暖化は、異常気象の頻発による自然災害の激化など、人類の生存基盤である地球環境に大きな影響を与えており、早急に、温室効果ガスの排出量が少ない、持続可能な社会システムを構築する必要に迫られている。

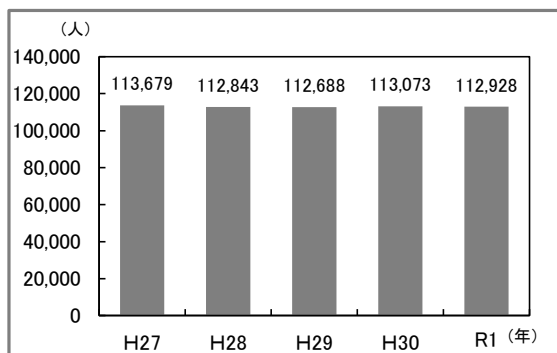
この人類共通の課題を解決するため、わたしたち彦根市民は、低炭素社会の実現が自らの責任であることを自覚し、あらゆる分野において温室効果ガスの排出削減のための行動を実践することを誓い、ここに彦根市を「低炭素社会構築都市」とすることを宣言する。

平成 20 年 7 月 7 日
彦根市

資料2 市の概況

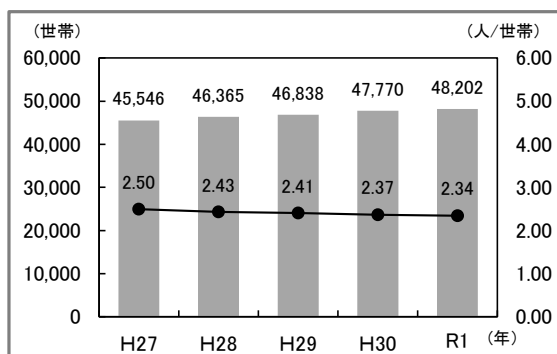
人口（資料：彦根市統計書 各年10月1日現在）

本市の令和元年（2019年）の人口は、112,928人となっており、ほぼ横ばいに推移しています。



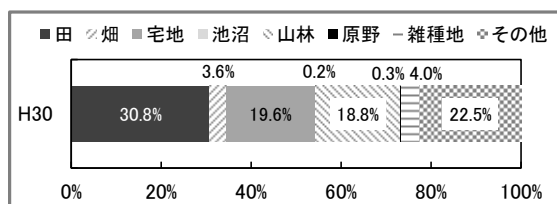
世帯数（資料：彦根市統計書 各年10月1日現在）

本市の令和元年（2019年）の世帯数は、48,202世帯となっています。一方で、1世帯あたりの世帯人員は、2.34人と年々減少傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。



地目別土地利用（資料：彦根市統計書）

本市の土地利用割合は、田が最も高く、次いで宅地、山林の順で高くなっており、自然的な土地利用が減少し、これにかわって宅地などの都市的な土地利用が増加しています。



交通

本市には、JR 琵琶湖線（東海道本線）と近江鉄道による鉄道網や、名神高速道路、国道8号が南北に、国道306号が東西に走っているなどの広域的な道路網が存在しており、交通の要衝となっています。

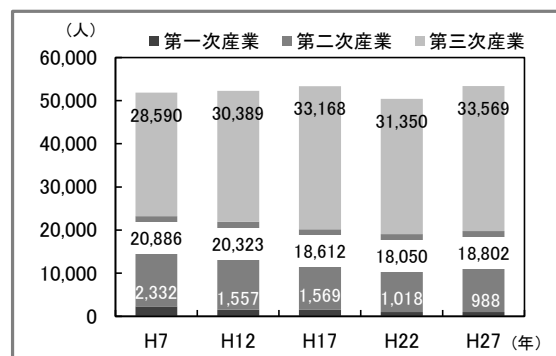
市内の路線バスは、15路線が運行されていますが、そのうち12路線は民間事業者が公的助成を受け運行している「コミュニティバス路線」となっています。

本市では、主に高齢者や自動車を利用されない方への支援を目的に「予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）」を運行しています。予約型乗合タクシーの利用状況は、増加傾向を示している一方で、行政負担額も増加しています。

産業分類別就業者（資料：国勢調査）

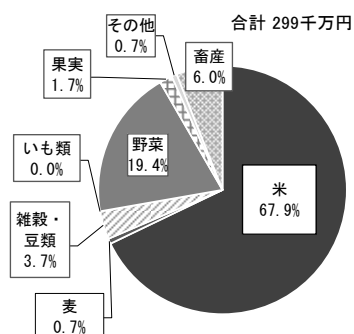
平成27年（2015年）における15歳以上の就業者数は53,359人となっており、増減を繰り返しています。

本市は第3次産業の占める割合が高く、全体の約62.9%を占めています。



農林業（資料：平成29年市町村別農業産出額（推計））

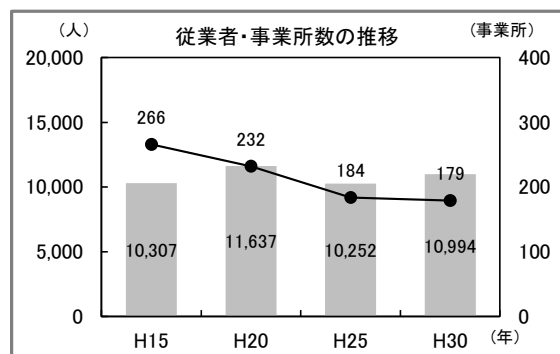
平成29年（2017年）の農業生産額は約29.9億円となっており、米の占める割合が最も高く約68%、次いで野菜が19%、畜産が6%となっています。



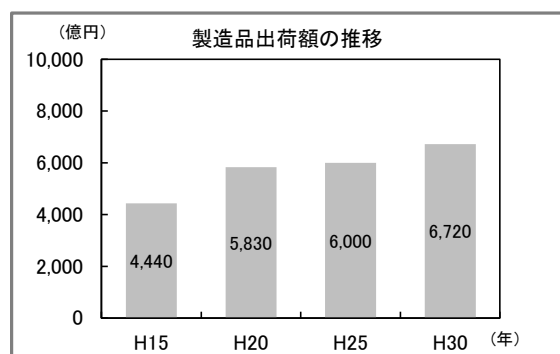
平成 29 年(2017 年)における保有形態別林野面積のうち、約 97%が私有林となっており、そのほとんどは個人が保有しているものとなっています。

工業（資料：工業統計）

従業者数および事業所数は増減を繰り返しており、平成 30 年(2018 年)における従業者数は 10,994 人、事業所数は 179 事業所となっています。

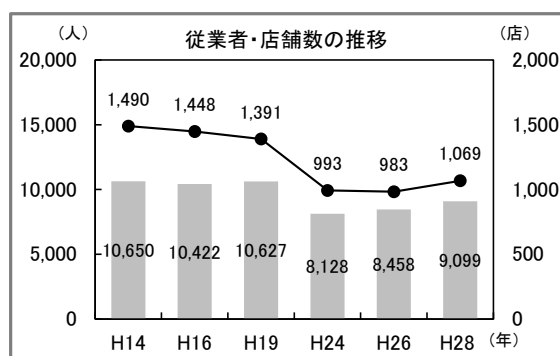


製造品出荷額は、増加傾向にあり、平成 30 年(2018 年)における製造品出荷額は約 6,720 億円となっています。

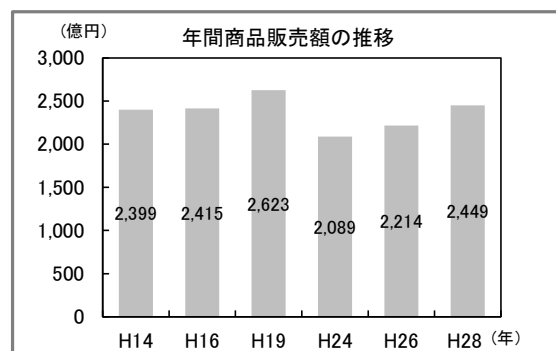


商業（資料：商業統計、経済センサス活動調査）

従業者数および事業所数は、平成 19 年(2007 年)から平成 24 年(2012 年)にかけて大きく減少したものの、その後は緩やかな増加傾向にあり、平成 28 年(2016 年)における従業者数は 9,099 人、店舗数は 1,069 店となっています。



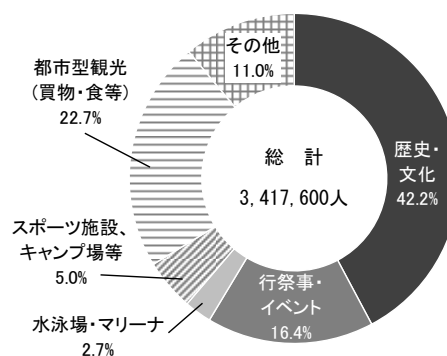
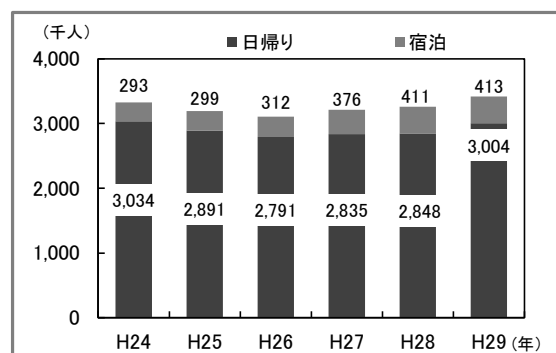
年間商品販売額も、従業者数や店舗数と同様の推移をしており、平成 28 年(2016 年)における年間商品販売額は約 2,449 億円となっています。



観光（資料：滋賀県観光入込客統計調査）

平成 29 年(2017 年)における観光入込客数は、約 342 万人となっており、観光客のほとんどが日帰りであり、その数は増加傾向にあります。

観光の目的別に見ると「歴史・文化」が最も高く 42.2%、「都市型観光」が 22.7%と高くなっています。



資料3 前計画の評価

1 指標について

前計画の環境指標と個別指標について、審議会などで協議の結果、以下のように変更・削除しています。

計画策定時		令和元年度現在（文字：変更・削除）
基本方向1	環境学習会等の延べ参加者数	環境学習会等の延べ参加者数
	自然観察会の参加者数	自然観察会の参加者数
	出前講座の参加者数	出前講座の参加者数
	環境啓発用パネル貸し出し件数	(削除)
	広報ひこねやHPでの環境情報提供数	広報ひこねやHPでの環境情報提供数
基本方向2	ゆとりの実感度	環境苦情の解決率
	環境家計簿利用世帯数	(削除)
	自転車・歩行者道路の整備率	自転車・歩行者道路の整備率
	彦根基準の達成率	彦根基準の達成率
	環境苦情件数	(削除)
基本方向3	環境こだわり農家実施面積の推移	環境こだわり農家実施面積の推移
	ホタルの確認場所数	ホタルの確認場所数
	生活排水適正処理実施率	生活排水適正処理実施率
	外来魚の駆除量	外来魚の駆除量
	外来植物の駆除箇所数	外来植物の駆除箇所数
基本方向4	自然環境保全活動の開催数	(削除)
	歴史的建造物等の指定件数	市指定文化財の件数
	特別史跡彦根城跡保存整備事業の進捗率	彦根市の歴史・文化財等に関する出前講座の参加者数
	城下町景観形成地区内の古民家活用率	(削除)
	ボランティアガイド登録数	ボランティアガイド登録数
基本方向5	美しいひこね創造事業の地域通貨“彦”交付率	(削除)
	ごみの最終処分量	ごみの最終処分量
	1人1日あたりのごみ等発生量	1人1日あたりのごみ等発生量
	リサイクル率	リサイクル率
基本方向6	マイバック持参率	(削除)
	市域のCO ₂ 削減率	市域のCO ₂ 削減率
	公共施設における年間太陽光発電総量	(削除)
	公共交通機関利用者数	公共交通機関利用者数
	学校給食地産地消率	学校給食地産地消率
基本方向6	森林間伐実施面積の推移	森林間伐実施面積の推移

2 指標の達成状況

環境指標及び個別指標計22項目のうち、目標を達成したのは5項目（達成率22.7%）となっています。

目標を達成したのは基本方向1の個別指標「広報ひこねやHPでの環境情報提供数」、基本方向2の環境指標「環境苦情の解決率」、基本方向5の環境指標「ごみの最終処分量」、個別指標「1人1日あたりのごみ等発生量」、基本方向6の環境指標「市域のCO₂削減率」となっています。なお、削除した指標「自然環境保全活動の開催数」は愛知川右岸河畔林や市内の一級河川の草刈り、竹の伐採などを行ったこと、また、「マイバック持参率」については、レジ袋の無料配布が中止され、マイバック持参が定着したことから、目標を達成しています。

一方で、基本方向1の環境指標「環境学習会等の延べ参加者数」や個別指標の「自然観察会の参加者数」、「出前講座の参加者数」、基本方向3の個別指標「外来魚の駆除量」、「外来植物の駆除箇所数」、基本方向4の個別指標「彦根の歴史・文化財等に関する出前講座の参加者数」については、各種取組を進めているものの目標値との差が大きく、未達成となっています。

基本方向1 参加と連携による人づくり・まちづくり				
環境指標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
環境学習会等の延べ参加者数	人	914	3,690	1,117
個別目標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
①自然観察会の参加者数	人	442	690	185
②出前講座の参加者数	人	398	2,800	800
③広報ひこねやHPでの環境情報提供数	項目	48	90	105
基本方向2 ゆとりある快適なまちづくり				
環境指標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
環境苦情の解決率	%	92.0 (H23)	90.0	98.0
個別目標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
①自転車・歩行者道路の整備率	%	30.0	40.0	37.4
②彦根基準の達成度	ポイント	54	80	72
③環境こだわり農家実施面積の推移	ha	714	1,000	798
基本方向3 自然とふれあい共生したまちづくり				
環境指標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
ホテルの確認場所数	メッシュ	64	75	42
個別目標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
①生活排水適正処理実施率	%	87.0	100	88.1
②外来魚の駆除量	kg	2,256	4,100	1,036
③外来植物の駆除箇所数	箇所	5	15	4
基本方向4 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくり				
環境指標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
市指定文化財の件数	件	77 (H23)	90	88
個別目標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
①彦根の歴史・文化財等に関する出前講座の参加者数	人	2,494	7,000	1,809
②ボランティアガイド登録数	人	79	100	79
基本方向5 資源の循環する地域社会づくり				
環境指標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
ごみの最終処分量	トン	7,248	5,500	4,128
個別目標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
①1人1日あたりのごみ等発生量	g	1,046	970	876
②リサイクル率	%	14.8	25.0	16.6
基本方向6 地球環境保全を考えた低炭素都市づくり				
環境指標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
市域のCO ₂ 削減率	千t-CO ₂	566	394(～H25) 895(H26～)	862
	%	8%増	25%減(～H25) 71%増(H26～)	52%増
個別目標				
項目	単位	基準値 (H21年度)	目標値 (R1年度)	実績値 (H30年度)
①公共交通機関利用者数	千人	9,153	11,000	10,521 (H29)
②学校給食地産地消率	%	14.3	25.0	20.7
③森林間伐実施面積の推移	ha	13.0	80.0	53.2

※橙色の網掛け: 目標を達成した指標

資料4 アンケート調査の概要

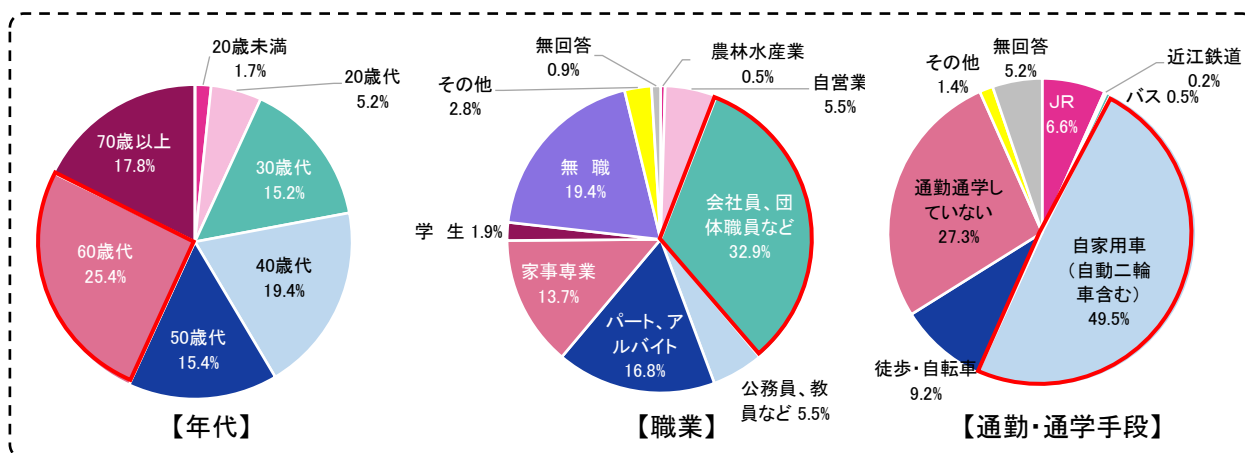
1 市民

(1) 調査概要

調査対象	市内に住む 18 歳以上の市民から無作為に抽出した市民
調査時期	令和 2 年(2020 年)3 月 23 日～4 月 10 日
配布回収方法	郵送
配布数	1,050 通 [参考 前回平成 21 年(2009 年)調査時 1,300 通]
回収数	422 通 [参考 前回平成 21 年(2009 年)調査時 549 通]
回収率	40.2% [参考 前回平成 21 年(2009 年)調査時 42.2%]

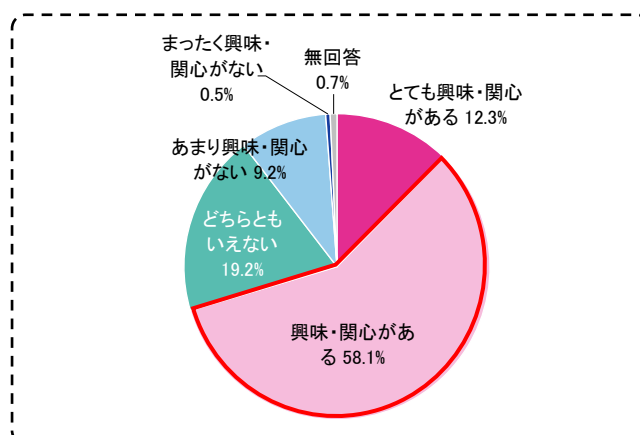
(2) 回答者の属性

年齢は「60 歳代」、職業は「会社員・団体職員など」が最も高く、それぞれ 25.4%、32.9%を占めています。通勤・通学手段は「自家用車」が約半数を占めています。



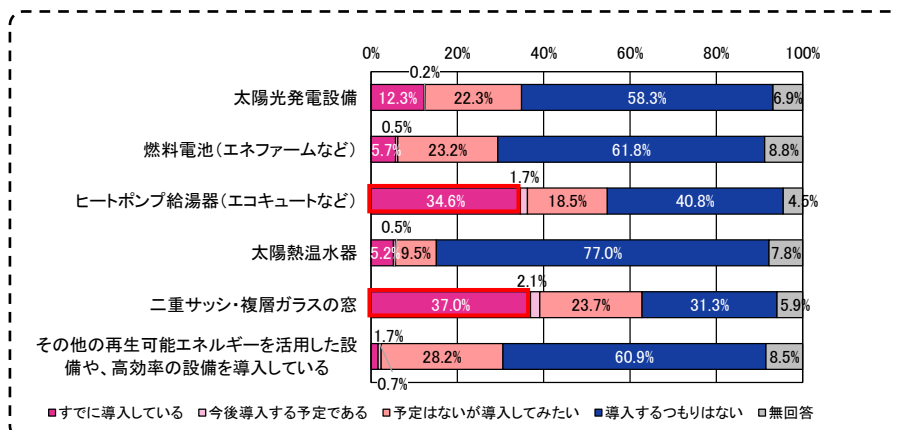
(3) 環境や環境問題に関する意識について

環境問題に関する関心・興味は、「興味・関心がある」が約半数を占めています。



(4)環境に配慮した設備の導入状況

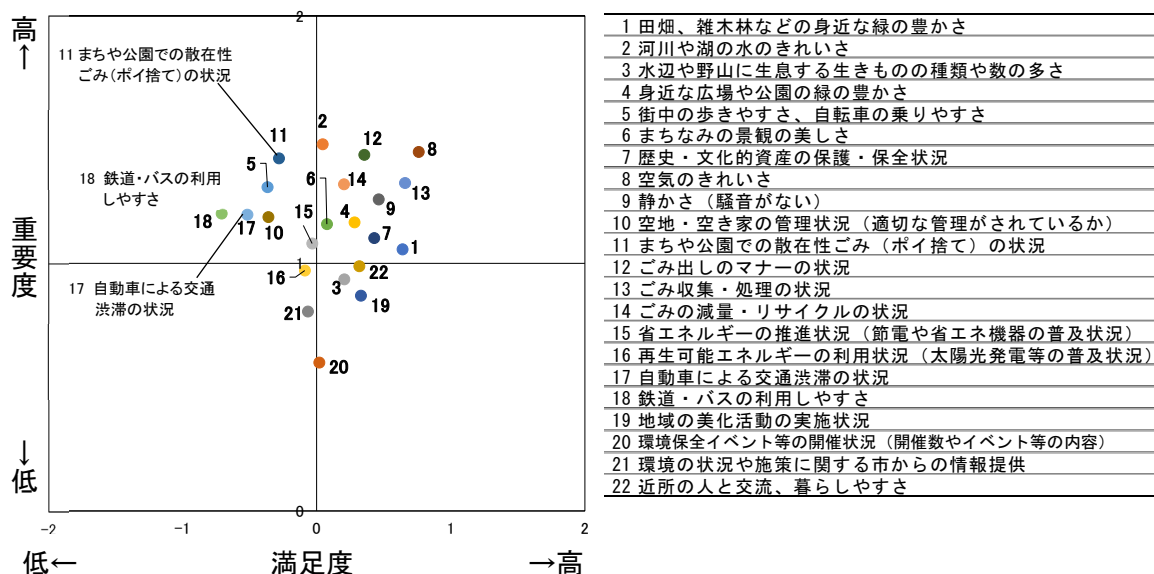
環境に配慮した設備の導入状況は、「ヒートポンプ給湯器(エコキュート)」「二重サッシ・複層ガラスの窓」が高く、35～37%の回答者が既に導入しており、それ以外の設備は低くなっています。



(5)彦根市の環境に対する現状の満足度と今後の重要度

彦根市の環境に対する現状の満足度と今後の重要度についてみると、満足度と重要度が高いのは「8 空気のかきれいさ」で良好な環境が維持されていると考えられます。

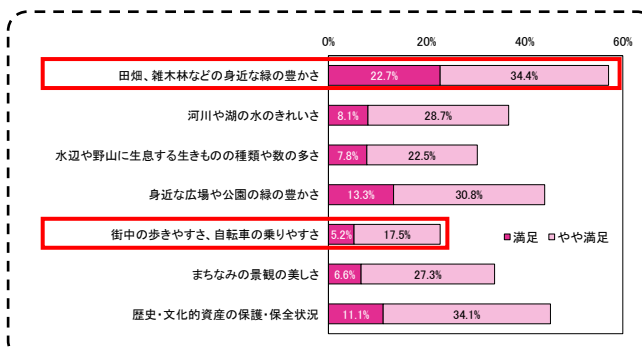
一方、「11 まちや公園での散在性ごみ(ポイ捨て)の状況」や「17 自動車による交通渋滞の状況」、「18 鉄道・バスの利用しやすさ」は、重要度が高い一方で満足度が低く、改善が求められています。



満足度(重要度) = 「【満足】の回答数 × 2」 + 「【やや満足】の回答数 × 1」 + 「【不満】の回答数 × -2」 + 「【やや不満】の回答数 × -1」 / 回答者総数

地域の自然や歴史・文化に関する満足度についてみると、「田畑、雑木林などの身近な緑の豊かさ」の満足度(満足、やや満足を足した割合)が最も高くなっています。

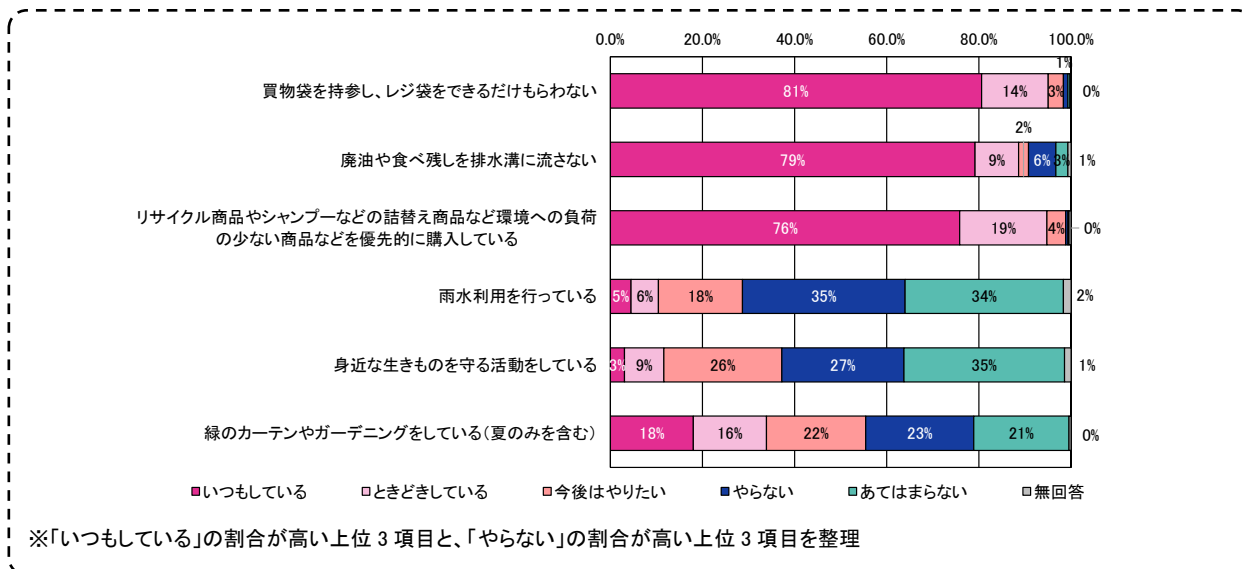
一方、「街中の歩きやすさ、自転車の乗りやすさ」は満足度が最も低くなっています。



(6)環境に関する取組

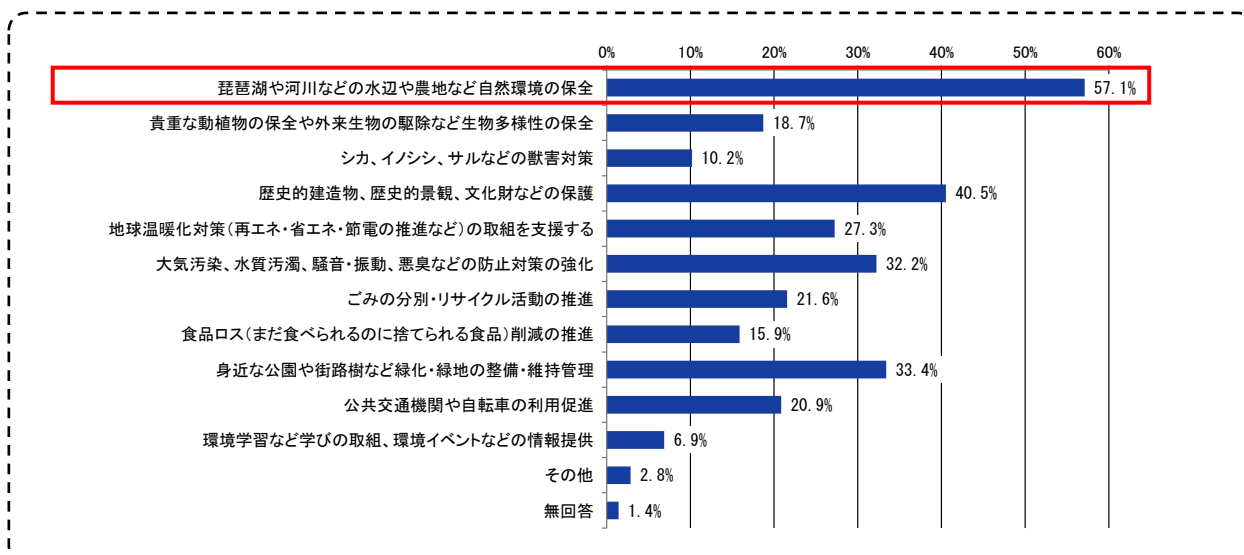
環境に関する取組の実施状況についてみると、「いつもしている」の割合が最も高かったのは「買い物袋を持参し、レジ袋をできるだけもらわない」で、約 81%の回答者が実施しています。

一方、「やらない」の割合が最も高かったのは「雨水利用を行っている」で、約 35%となっています。



(7)市(行政)の施策として特に期待する取組

彦根市の環境を良くするために、市(行政)の施策として特に期待する取組は、「琵琶湖や河川などの水辺や農地など自然環境の保全」が最も高く半数以上を占めています。



2 事業者

(1) 調査概要

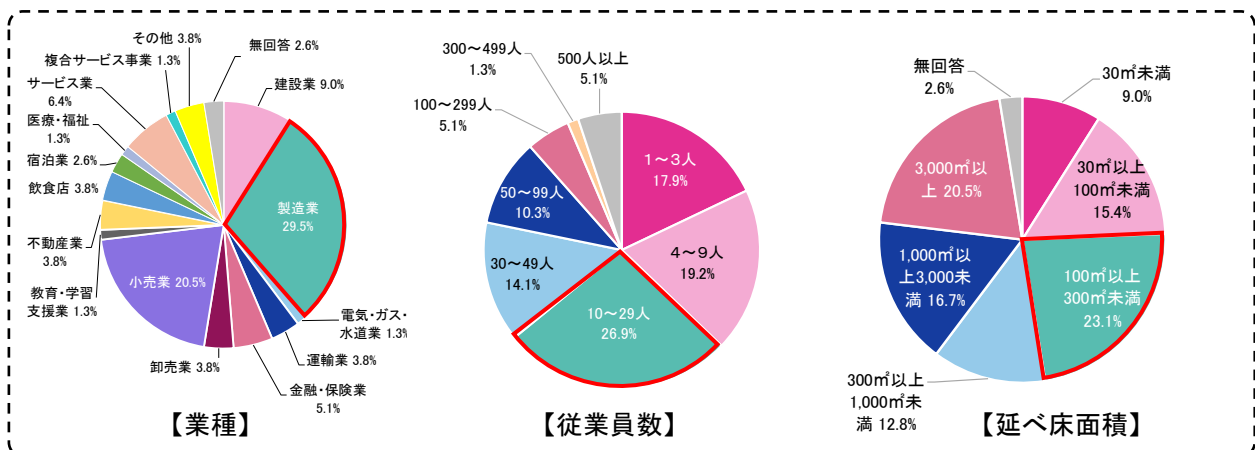
調査対象	市内の無作為に抽出した 130 の事業所	
調査時期	令和 2 年(2020 年)3 月 23 日～4 月 10 日	
配布回収方法	郵送	
配布数	130 通	[参考 前回平成 21 年(2009 年)調査時 130 通]
回収数	78 通	[参考 前回平成 21 年(2009 年)調査時 66 通]
回収率	60.0%	[参考 前回平成 21 年(2009 年)調査時 50.8%]

(2) 回答者の属性

業種は、「製造業」が最も高く 29.5%、次いで「小売業」が 20.5%となっています。

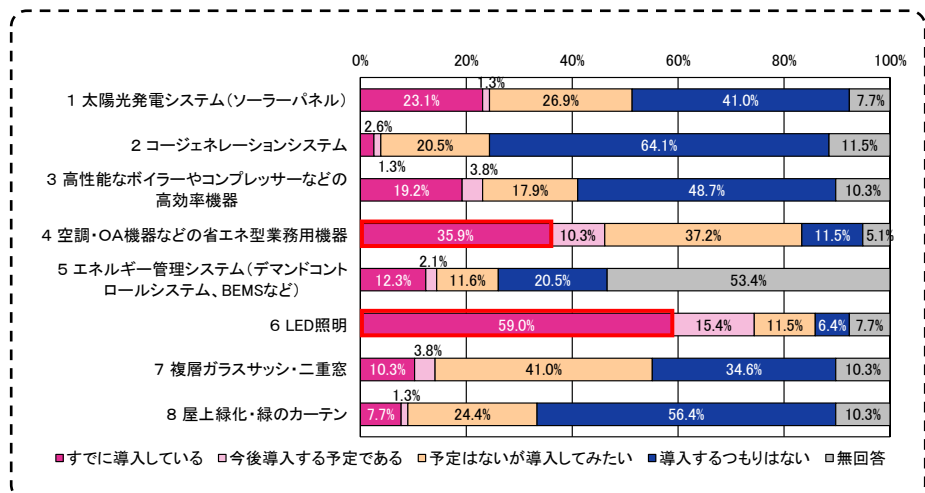
従業員数は、「10～29 人」が最も高く 26.9%、次いで「4～9 人」が 19.2%となっています。

事業所部分の延べ床面積は、「100m²以上 300m²未満」が最も高く 23.1%、次いで「3,000m²以上」が 20.5%と高くなっています。



(3) 環境に配慮した設備の導入状況

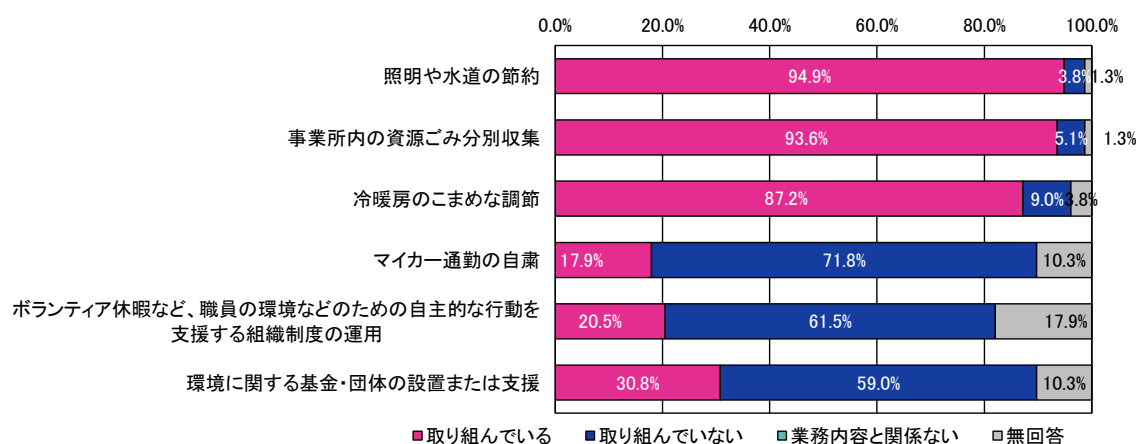
環境に配慮した設備の導入状況は、「LED 照明」が最も高く 59%、次いで「空調・OA 機器などの省エネ型業務用機器」が 35.9%となっています。



(4) 環境に関する取組

環境に関する取組の実施状況についてみると、「照明や水道の節約」「事業所内の資源ごみ分別収集」「冷暖房のこまめな調整」についてはほぼ全ての事業所で取り組まれています。

一方、「取り組んでいない」の割合が最も高かったのは「マイカー通勤の自粛」で、71.8%を占めています。

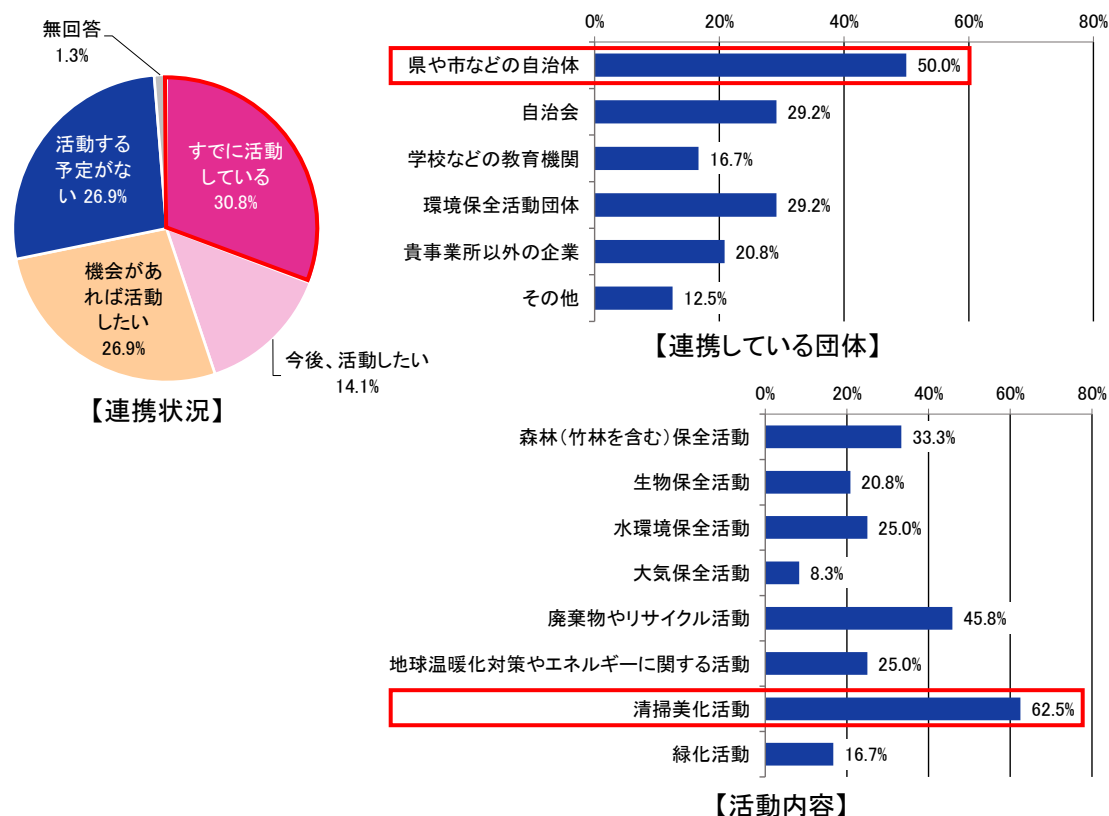


※「取り組んでいる」の割合が高い上位3項目と、「取り組んでいない」の割合が高い上位3項目を整理

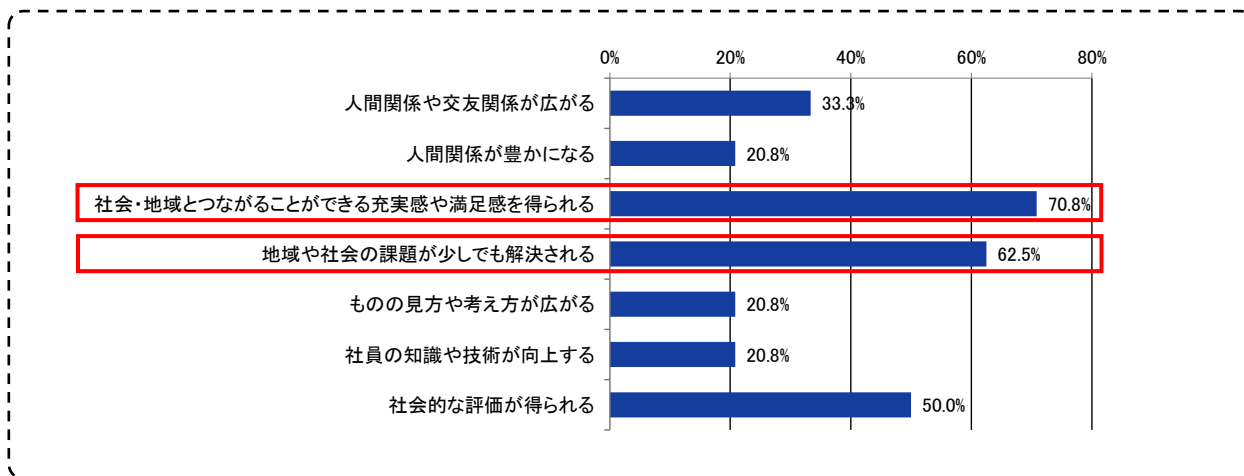
(5) 他団体との連携状況

環境保全のため、すでに30.8%の事業者が他の団体と連携しています。

連携している団体は「県や市などの自治体」が多く、活動内容の半数以上が「清掃美化活動」となっています。

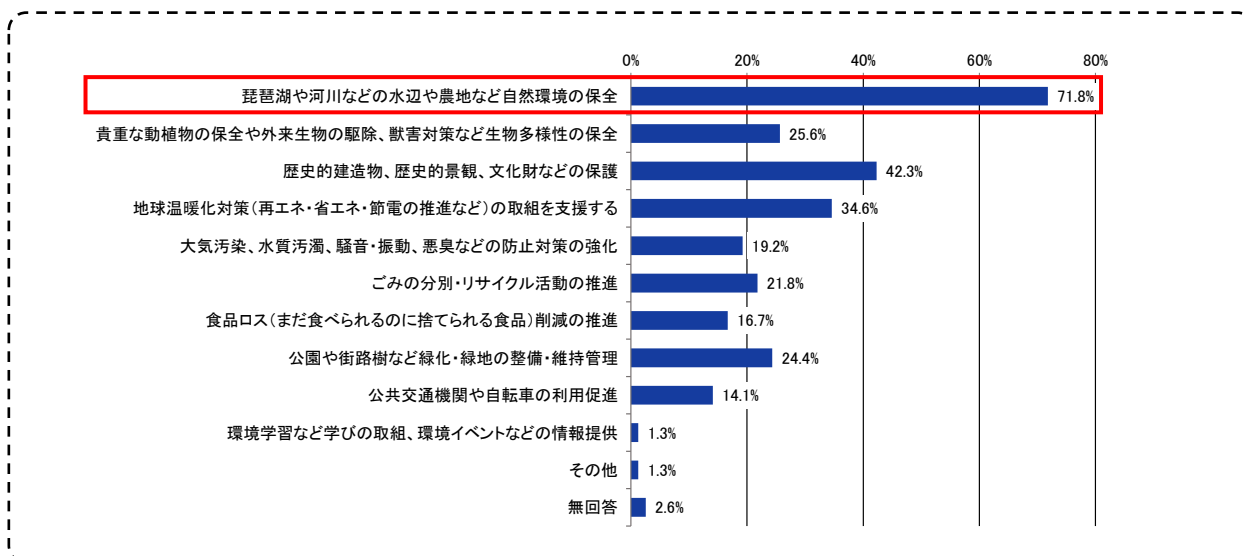


活動を実施するにあたって、よかったことについてみると、「社会・地域とつながることができる充実感や満足感を得られる」が最も高く約 70.8%、次いで「地域や社会の課題が少しでも解決される」が 62.5%となっています。



(6)市(行政)の施策として特に期待する取組

彦根市の環境を良くするために、市(行政)の施策として特に期待する取組は、「琵琶湖や河川などの水辺や農地など自然環境の保全」が最も高く半数以上を占めています。



3 中学生

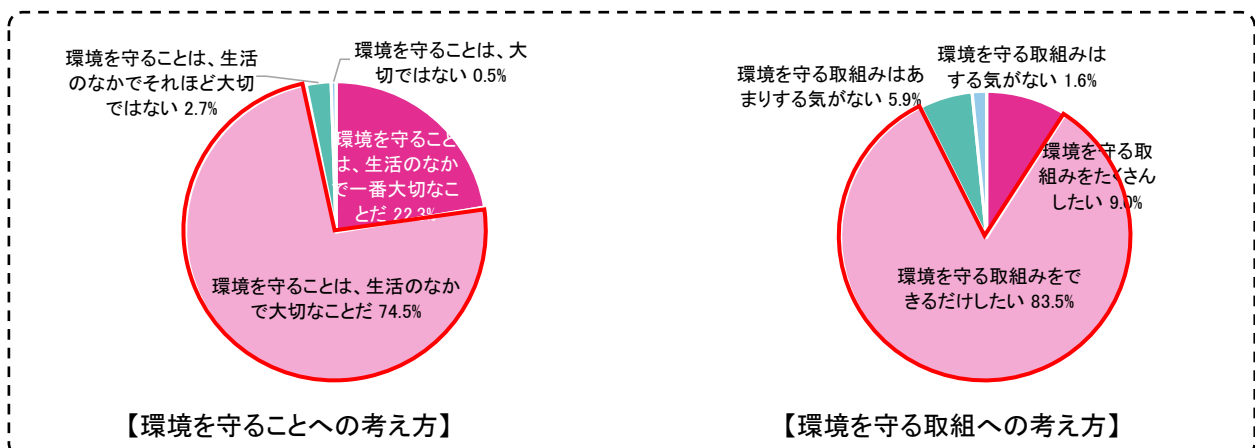
(1) 調査概要

調査対象	市内に通う中学生(市内 7 中学校 2 年生 1 クラス毎)
調査時期	令和 2 年(2020 年)11 月 1 日～11 月 18 日
配布回収方法	直接配布
配布・回収数	188 通 [前回平成 21 年(2009 年)調査時 683 通※小学生含む]

(2) 環境を守ることや取組についての考え方

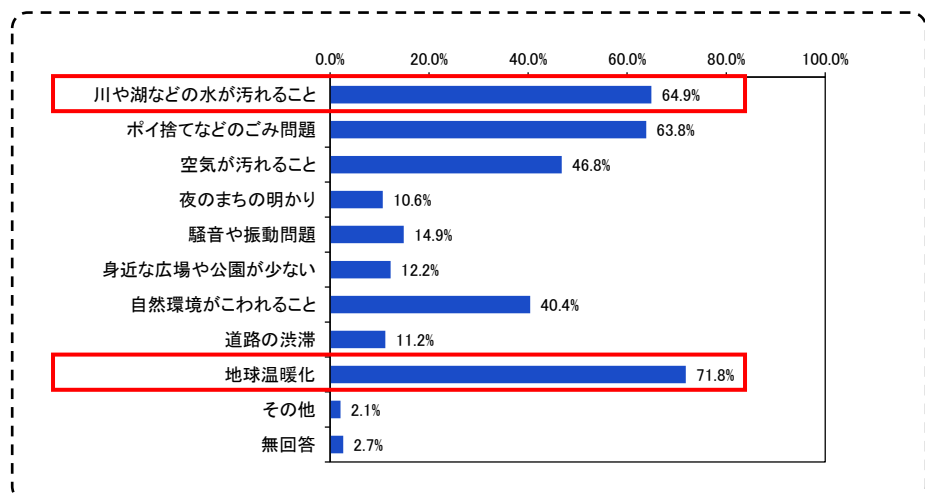
環境を守ることへの考え方について、「環境を守るとは、生活のなかで大切なことだ」が最も高く 74.5%で、次いで「環境を守るとは、生活のなかで一番大切なことだ」が 22.3%と高くなっています。

環境を守る取組への考え方について、「環境を守る取組みをできるだけしたい」が 83.5%で大半を占めています。



(3) 関心をもっている環境問題

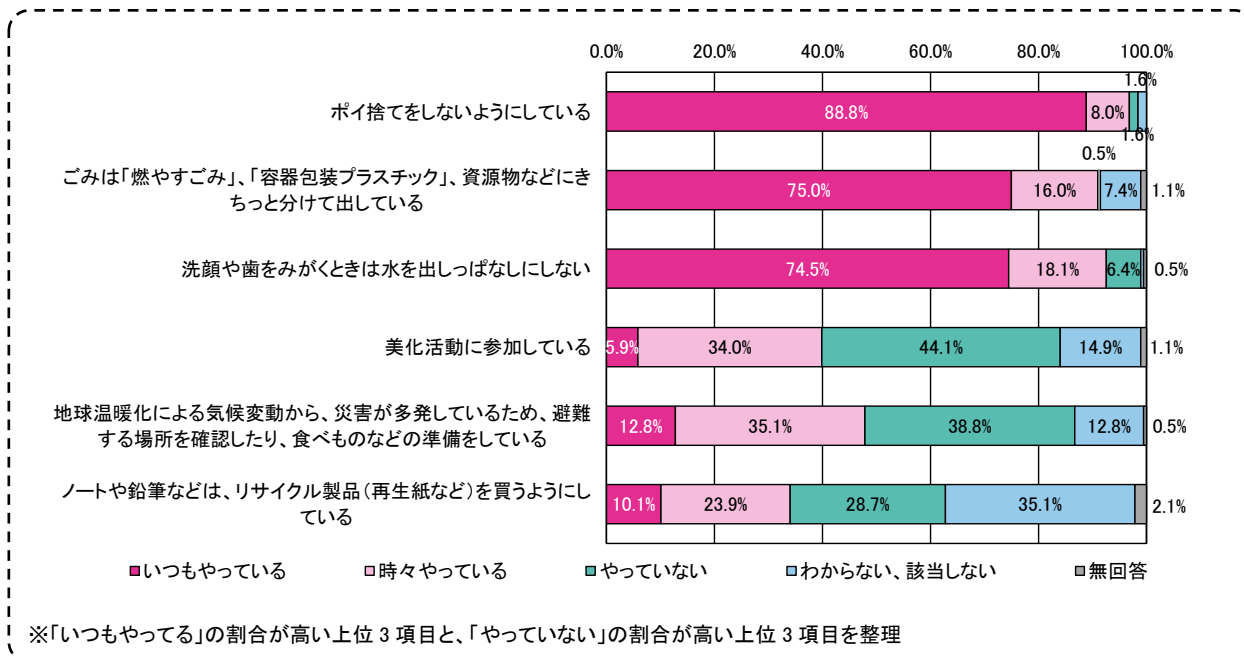
関心をもっている環境問題は「地球温暖化」が最も高く 71.8%で、次いで「川や湖などの水が汚れること」が 64.9%と高くなっています。



(4) 環境に関する取組

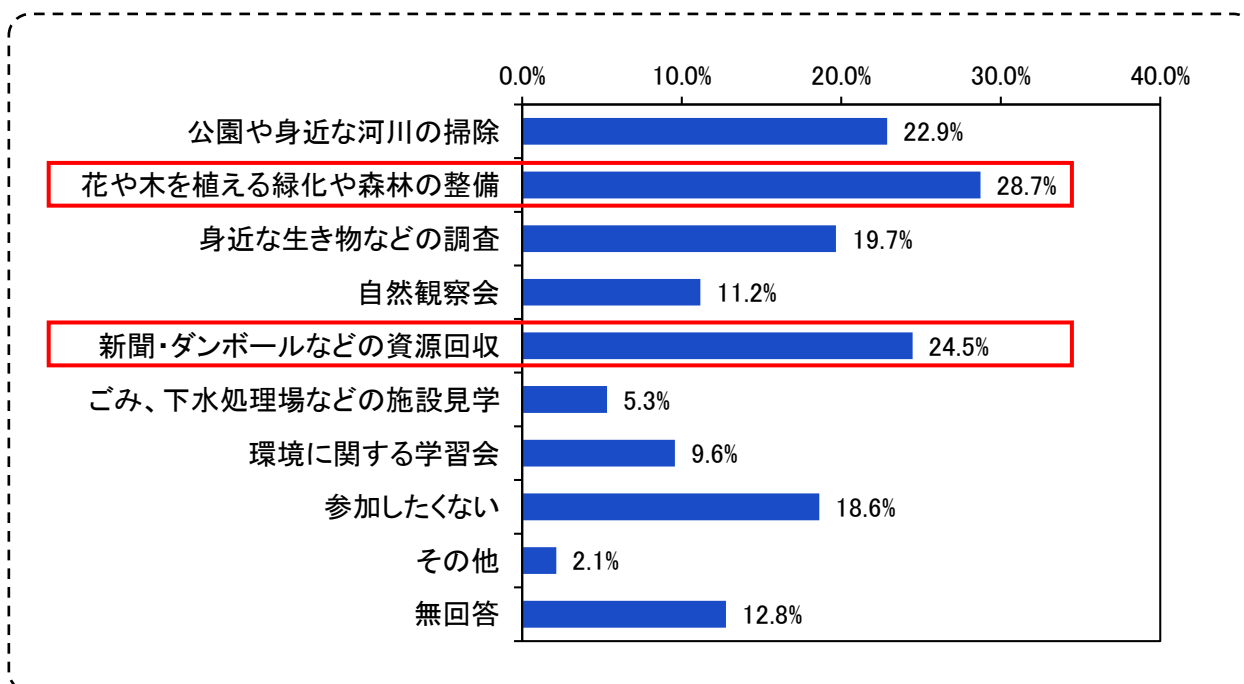
環境に関する取組の実施状況についてみると、「いつもやっている」の割合が最も高い項目は、「ポイ捨てをしないようにしている」となっており、回答者の大半が実施しています。

一方、「やっていない」の割合が高い項目は「美化活動に参加している」で、44.1%となっています。



(5) 今後参加したい活動

今後参加したい活動は、「花や木を植える緑化や森林の整備」が最も高く28.7%、次いで「新聞・ダンボールなどの資源回収」が24.5%と高くなっています。



資料5 彦根市の環境関連団体

団体		活動概要
1	泉エコーくらぶ 活動分野: 地域環境資源の保全 活動拠点: 日夏泉地区	毎月第3日曜日を「エコーの日」と定め、花いっぱい運動や水路の清掃、水車の維持管理を行っています。 この他、ホテルの観察会など世代間での交流を増やし、ふるさとの魅力を次世代へ受け継ぐ取組も行っています。
2	犬上川開出今地区竹林愛護会 活動分野: 地域環境資源の保全 生活環境の保全 活動拠点: 犬上川左岸河川敷	犬上川左岸河川敷の竹林間伐による環境整備を行っています。 この他、墓地周辺の整備や県立大通学路の防犯、ごみの不法投棄の解消、高水寺の遊水池確保なども行っています。
3	快適環境づくりをすすめる会 活動分野: 地域環境資源の保全 活動拠点: -	「うるおい」や「やすらぎ」のある快適な環境をつくり育てていくため、自然観察会や環境保全に関する啓発活動を通じて、市民の環境への意識高揚を図っています。
4	荒神山を愛する仲間の会 活動分野: 地域環境資源の保全 活動拠点: 荒神山	荒神山の不法投棄や散乱ごみをなくすため、ウォーキング時にごみを拾ったり、1、2ヵ月に1回一斉清掃を行っています。
5	芹川を美しくする会 活動分野: 地域環境資源の保全 活動拠点: 芹川	芹川の恵みや芹川流域の自然の素晴らしさを再発見し、その豊かな自然を後世に伝えるため、環境美化に取り組み、ホテルの観察会や水の中の生物観察会など、自然にふれ親しむ活動や、自然を守るための啓発活動などに取り組んでいます。
6	彦根市環境保全指導員連絡会議 活動分野: 地域環境資源の保全 生活環境の保全 活動拠点: 市内の河川・水路	「生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水に関する啓発を地域において推進する指導者として市に認定された指導員から形成されています。 市内の河川水路の水質調査・ホテルの調査や、小学校への環境出前講座など、身近な水環境における環境啓発を実施しています。
7	彦根市自然観察の会 活動分野: 地域環境資源の保全 活動拠点: 湖東地域、彦根城周辺	彦根を中心とした湖東地域において、自然観察会など自然にふれ親しむ活動や自然を大切に守っていくための啓発活動、自然調査活動などに取り組んでいます。また、「彦根城オニバスプロジェクト」を組織し、貴重なオニバスの保全も行っています。
8	彦根山草会 活動分野: 地域環境資源の保全 活動拠点: -	貴重な山野草などの保護を目的とした栽培技術の研究活動や、春と秋に山野草の展示会や鉢植え教室を開催しています。展示会でのチャリティ販売の売り上げの一部を社会福祉協議会へ寄付しています。
9	平田川沿いに「桜の通り抜け」を造る会 活動分野: 地域環境資源の保全 活動拠点: 平田川周辺	平田川沿いに「八重桜の通り抜け」をオーナー制で造成し、桜の手入れや花壇の造成、草刈り、ゴミ拾いなどを通じて、景観の向上と河川の美化、また、住民同士のつながり作りを行っています。
10	NPO 法人彦根景観フォーラム 活動分野: 地域環境資源の保全 人づくり 活動拠点: -	美しい自然環境と歴史的遺産を持つ彦根の景観を、住民と共に考え、活かし、文化の担い手という意識を高めながら、守り育て、慈しみ、未来に向けて働きかけていくことを目的に、「まちづくり推進」「環境保全」「社会教育推進」「これからの活動を行う団体の運営や活動への助言及び援助」などを行っています。
11	彦根雨壺山・護林会 活動分野: 地域環境資源の保全 生活環境の保全 活動拠点: 雨壺山	市街地の真ん中の里山・雨壺山の維持管理・環境整備を行っています。「美林を残そう後世に」を合言葉に里山体験や森林浴ができる緑豊かな森づくりをしています。

	団体	活動概要
12	彦根ボランティアガイド協会 活動分野: 地域環境資源の保全 人づくり 活動拠点: 彦根城周辺	彦根城及びその周辺の観光地を訪れる方々に、彦根への理解と愛着を深めてもらうため、郷土の歴史文化や自然風土をボランティア精神で案内するほか、指定管理者制度に基づき、彦根市俳遊館の管理・運営を行っています。
13	CanDo かわせ 活動分野: 地域環境資源の保全 生活環境の保全 活動拠点: JR 河瀬駅周辺	JR 河瀬駅ホーム東で荒れ地となっていたスペースを整備し、年に 2 回花苗を植えています。また、駅周辺の清掃活動や駅舎 2 階の通路にある市のギャラリースペースに掲示板 2 台を設置し、近隣の保・幼・小・中・高各校や地域住民などの作品を展示しています。
14	須越町紅葉会 活動分野: 生活環境の保全 活動拠点: 野田沼公園、琵琶湖湖岸	毎月第 2 水曜日に野田沼公園で空き缶やペットボトルなどの散在性ごみを回収しています。時には、不法投棄の自転車やテレビなどの大型ごみの回収も行っています。 この他、第 3 水曜日には、琵琶湖湖岸の清掃作業も行っています。
15	西肥田にこちゃんクラブ 活動分野: 生活環境の保全 活動拠点: 道路、宇曽川堤防	道路や宇曽川堤防を清掃する淡海エコフオスター活動を継続するとともに、ごみゼロの日、びわ湖の日、環境美化の日の美化活動に参加しています。
16	ボランティア久留実の会 活動分野: 生活環境の保全 活動拠点: 県道、愛知川堤防	美化活動として、毎月自治会役員と一緒に県道 3 線のごみ収集と愛知川堤防の不法投棄の回収を隔月ごとに実施しています。 この他、行政主催のごみゼロ運動への参加や、80 歳以上の独居老人および 84 歳以上の高齢者を対象としたふれあいサロンを年 4 回開催しています。
17	大藪女性の会 活動分野: 循環型社会の構築 活動拠点: -	生ごみ処理のボカシ肥料作りを行っているほか、着なくなった洋服や不用品の再利用などエコ活動にも取り組んでいます。
18	彦根市老人クラブ連合会 活動分野: 循環型社会の構築 活動拠点: -	中老人福祉センター周辺の除草や花植え、リサイクル活動としてバザーを実施しています。また、各老人クラブでは公共施設や神社・仏閣の除草や清掃を定期的に実施しています。
19	日夏里エコクラブ 活動分野: 循環型社会の構築 活動拠点: -	簡易生ごみ処理普及啓発団体
20	レイカエコくらぶ 活動分野: 循環型社会の構築 活動拠点: -	簡易生ごみ処理普及啓発団体
21	甲崎笑エコとクラブ 活動分野: 循環型社会の構築 活動拠点: -	簡易生ごみ処理普及啓発団体
22	エコサークルかつとり 活動分野: 循環型社会の構築 活動拠点: -	簡易生ごみ処理普及啓発団体
23	日赤奉仕団薩摩エコクラブ 活動分野: 循環型社会の構築 活動拠点: -	簡易生ごみ処理普及啓発団体
24	上後三条町自治会赤備会 活動分野: 循環型社会の構築 活動拠点: -	簡易生ごみ処理普及啓発団体

資料 6 計画の策定体制と経緯

1 計画の策定体制

【彦根市環境審議会 委員名簿】

(敬称略)

役 職	委 員 名	所 属 など	備 考
委員	植田 洋治	彦根市環境指導員連絡会議	市民団体 (1号委員)
会長	上河原 献二	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科教授	学識経験を有する者 (2号委員)
委員	柴田 幸弘	認定農業者	事業者 (4号委員)
委員	田中 敬太郎	(株)ブリヂストン 彦根工場 総務部 総務課	事業者 (4号委員)
委員	田中 治男	公募市民	市民 (4号委員)
委員	田中 縁	彦根自然観察の会	市民団体 (1号委員)
委員	内藤 幹滋 仁科 克巳	滋賀県湖東環境事務所長	関係行政機関の職員 (3号委員)
委員	西川 嘉英	夏原工業(株) EP 事業本部 事業本部長	事業者 (4号委員)
副会長	方 蘇春	聖泉大学 人間学部 教授	学識経験を有する者 (2号委員)
委員	松下 京平	滋賀大学 経済学部 社会システム学科 教授	学識経験を有する者 (2号委員)

2 策定の経緯

年 月 日	会 議 など	主な検討内容
令和元年(2019 年) 11 月 26 日	令和元年第 1 回 彦根市環境審議会	・第 3 期彦根市環境基本計画および地域行動計画の概要について ・計画の基本的事項について ・アンケート調査について ・彦根市土砂などによる土地の埋立てなどの規制に関する条例(素案)について
令和 2 年(2020 年) 2 月 26 日	令和元年第 2 回 彦根市環境審議会	・彦根市環境基本計画および地域行動計画評価報告書(案)について ・アンケート調査について
令和 2 年(2020 年) 7 月 30 日	令和 2 年第 1 回 彦根市環境審議会	・第 3 期彦根市環境基本計画および地域行動計画の概要 ・アンケート調査結果概要 ・環境像と施策体系について ・地域行動計画(重点行動)について
令和 2 年(2020 年) 11 月 16 日	令和 2 年第 2 回 彦根市環境審議会	・第 1 回環境審議会意見への対応について ・第 3 期彦根市環境基本計画および地域行動計画素案について
令和 3 年(2021 年) 1 月 19 日	令和 3 年第 3 回 彦根市環境審議会	・第 2 回環境審議会意見への対応について ・第 3 期彦根市環境基本計画および地域行動計画素案について
令和 3 年(2021 年) 1 月 20 日	答申	第 3 期彦根市環境基本計画および地域行動計画(素案)
令和 3 年(2021 年) 1 月 21 日 ～2 月 22 日	意見公募の実施	・意見数 2 人 15 件

3 意見公募の結果

(1)意見募集期間:令和 3 年(2021 年)1 月 21 日(木)～令和 3 年(2021 年)2 月 22 日(月)

(2)意見提出者数及び意見件数

①提出者数 2 人

②提出意見数 15 件(このうち、計画を修正したもの 4 件)

用語解説

【ア行】

エコツーリズム

自然環境や歴史文化などの地域資源を対象とし、それらを活かした体験活動や観光を通して、地域の自然環境や歴史文化の保全性と持続可能性を考慮する旅行やレクリエーションのあり方のこと。

SDGs(持続可能な開発目標)

平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成される国際社会共通の目標。

温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、フロンなど、気体のうち赤外線(熱)を吸収する能力を持つもののこと。

【カ行】

外来種

意図的・非意図的を問わず人為的に、自然分布域外へ移動させることにより、その自然分布域の外に生育または生息する生物種のこと。

合併処理浄化槽

し尿などの生活排水を、微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽といい、し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、選択などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

クールシェア

オフィスや家庭での節電につなげる取組「クールビズ」からさらに一步踏み込み、家庭のエアコンなどを消して公共施設などのクールシェアスポットに出かけ、涼しい場所をみんなでシェアすることで節電につなげる取組のこと。

COOL CHOICE(クールチョイス)

令和 12 年度(2030 年度)に温室効果ガスの排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 26%削減するという国の目標達成のために、省エネ・高効率製品への買換えやライフスタイルの選択など、地球温暖化対策を進めるための「賢い選択」をしていく取組。

光化学スモッグ

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれる硫化・窒素酸化物などが太陽光によって変化した有害物質「光化学オキシダント」の濃度が高く、空が白く「もや」がかかった状態のこと。目や呼吸器系などへの悪影響が懸念されている。

【サ行】

里地里山

集落と、その周辺にある農地やため池、管理されている身近な山林などからなる地域のこと。

三方よし!!でフードエコプロジェクト

近江商人たちが昔から大切にしていた売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神をもとに、事業者・団体・行政等が協力して食品ロスを減らす県民運動のこと。

三方よしフードエコ推奨店認定制度

滋賀県が進める「三方よし!!でフードエコプロジェクト」の取組の一つで、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、その取組を広く紹介する制度。

“しが CO₂ ネットゼロ”ムーブメント

滋賀県が国内外の地球温暖化対策の動きと協調し、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民、事業者等多様な主体と連携して取組を進めていくための宣言とその取組のこと。令和 2 年(2020 年)1 月に宣言された。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

3R

ごみを減らすための「リデュース(排出抑制)」、「リユーズ(再使用)」、「リサイクル(再資源化)」の頭文字(R)を取った3つの行動の総称。

生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、選択、風呂などからの排水をいう。「生活排水」のうちし尿を除くものを「生活雑排水」という。

生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性から構成される。

ZEH(ゼッチ)

Net Zero Energy House の略。住宅の高断熱化や高性能設備の導入によって、快適な室内環境を維持しつつ大幅なエネルギー消費量の削減を行うと同時に、太陽光発電などによって創られたエネルギーを活用することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとする住宅のこと。

ZEB(ゼブ)

Net Zero Energy Building の略。オフィスビルなどを中心とする業務部門におけるエネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用などにより削減し、年間のエネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと。

【タ行】

地域循環共生圏

環境対策を進める上で地方と都市が互いに足りないものを補い、地域を元気にするような取組が行われている圏域のこと。

地球温暖化

産業革命以降、温室効果が必要以上に高まったことにより、地表面から放射される熱の吸収が増え、地球規模での気温上昇が進行している現象のこと。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。

出前講座

市職員などが市民や事業者、学校などの希望に応じて出向き、市の施策や取組などについて説明すること。

【ハ行】

パーク・アンド・バスライド

市街地や観光地などの交通渋滞緩和のため、駅やバス停に隣接した駐車場に自動車を止め、路線バスなどの公共交通に乗りかえて目的地へ移動する方法のこと。

本市の場合、彦根インターチェンジから彦根城までの慢性的な交通渋滞の緩和を図ること。

パリ協定

平成 27 年(2015 年)12 月 12 日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定で、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2 度より十分下方に抑えるとともに、1.5 度に抑える努力をする国際的な約束のこと。

微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊している直径 2.5 μ m 以下の非常に小さな粒子のこと。大気汚染の原因の一つであり、呼吸器系など健康への悪影響が懸念されている。

【マ行】

マイクロプラスチック

紫外線や波風の影響で劣化した 5mm 以下のプラスチックのこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。